

②手当・年金

制度名	概要	対象者	手当	窓口
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度	20歳未満で、政令に規定する障がいのある状態にある児童を養育する人(所得制限あり・非該当条件あり)	1級:月額52,500円、 2級:月額34,970円で毎年4月、8月、11月の年3回に分けて支給(*「物価スライド制」の適用により改定される場合あり)	市(区)町村特別児童扶養手当担当窓口 (ex.障害福祉課、子育て支援課など)
障がい児福祉手当	20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児(者)に対して手当を支給する制度	身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件でないが、それらの手帳の1、2級や重度判定を受けているものと同程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を要する程度のもの(所得制限あり・非該当条件あり)	月額14,880円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課
障がい基礎年金	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障害者となったときに支給される年金。(20歳未満の病気やけが等により障がい者となった場合は、20歳に達したときから受給可能)	20歳前の傷病により20歳に達したとき(障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日)に障がい等級表の1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある人または20歳に達したときに障がい等級表の1級または2級の障がいになかった人が、その後65歳に達する日の前日までにその障がいが悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳に達する日の前日までに請求した人(事後重症制度)	年金額は、1級が年額977,125円、2級が年額781,700円で、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止される。	各市町村国民年金担当課または年金事務所
特別障がい者手当	20歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給する制度	身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件でないが、それらの手帳の1、2級や重度判定を受けているものと同程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を要する程度のもの(所得制限あり・非該当条件あり)	月額27,350円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課
重度障がい者在宅生活応援制度(重度障がい者在宅介護支援給付金)	障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障がい者と同居している介護者への給付金を支給する制度	療育手帳の障がい程度「A(重度)」で、かつ身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者	月額10,000円で、毎月1月、4月、7月、10月の年4回にわけて支給(支給制限あり)	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課

